

核融合科学研究所図書室運営規則

制 定 平成 2 7 年 2 月 3 日 2 6 核研規則第 2 号
最終改正 令和 5 年 3 月 3 1 日

(目的)

第 1 条 この規則は、核融合科学研究所組織運営規則（令和 4 年核研規則第 4 号）第 1 2 条第 4 項の規定に基づき、図書室の組織及び運営に関し、必要な事項について定めることを目的とする。

(図書室長の任期)

第 2 条 大学共同利用機関法人自然科学研究機構組織運営通則（平成 1 6 年通則第 1 号）第 3 2 条に規定する図書室長の任期は、2 年とし、再任は妨げない。

(図書委員会)

第 3 条 図書室の運営に関する事項等については、核融合科学研究所研究教育改善室運営規則（令和 4 年核研規則第 8 号）第 3 条第 1 項第 6 号で定める図書委員会（以下「委員会」という。）において審議する。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(図書室の利用)

第 4 条 図書室の利用については、核融合科学研究所図書室利用規則（平成 6 年規則第 4 号）の定めるところによる。

(事務)

第 5 条 図書室の事務は、管理部研究支援課において処理する。

(雑則)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、図書室に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。